

令和4年度第1回
総合計画審議会

令和4年7月26日

逗子市経営企画部企画課

令和4年度第1回総合計画審議会

日時 令和4年7月26日(火)

午後6時00分～7時45分

場所 逗子市役所5階 第4会議室

出席者

出石会長、磯部副会長、佐藤成人委員、藤井委員、佐藤英夫委員、小川委員、三原委員
田宮委員、藤江委員、山口委員、池谷委員、佐野委員、中畠委員、志村委員
桐ヶ谷市長、柏村副市長、大河内教育長、福井経営企画部長、福本経営企画部担当部長、
田戸総務部長、岩佐市民協働部長、須藤福祉部長、石井環境都市部長、須田環境都市部
担当部長、行谷消防長、村松教育部長

欠席者

星山委員

傍聴者

1名

事務局

仁科経営企画部次長、鈴木主任、柿沼主事補、渡邊主事補

記録者

渡邊主事補

次第

- 1 開会
- 2 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る審議の進め方について
- 3 基本構想の改定について【諮問・審議】
- 4 閉会

配付資料

- ・資料1 令和4年度総合計画審議会スケジュール
- ・資料2 基本構想（案）
- ・資料3 【調書1】基本構想変更理由
- ・参考1 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針
- ・参考2 人口推計結果報告書
- ・参考3 まちづくりに関する市民意識調査
- ・参考4 分野別意見交換会実施結果

（仁科経営企画部次長） 令和4年度第1回総合計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

また、昨年度に引き続き、全ての委員の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。
今年度、これまで6月から2回、進行管理部会を開催いたしましたが、総合計画審議会
としては1回目となります。

初めに、本会議は、現在11人の委員にご出席いただいています。総合計画審議会条例に定
める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことを、まずはご報告いた
します。

それでは、本日の議題は次第にありますように、総合計画基本構想改定及び中期実施計画策
定に係る審議の進め方についてと、基本構想の改定について、諮問、審議の2つとなっております。

本日は、逗子市総合計画審議会条例第8条に基づき、市長、副市長、教育長及び全部長が出
席しております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付しました資料は9点ございます。

まず、次第、逗子市総合計画審議会委員の名簿、資料1としまして、令和4年度総合計画審
議会スケジュール。資料2、資料3ですが、こちらは差し替えを郵送させていただいておりま
す。差し替えというふうに表記しなかったために、大変分かりにくくなっていると思いた
ますが、本日は後から郵送でお送りしたほうの資料2と資料3をご用意ください。資料2、基本構想
（案）、そして、資料3、調書1となっております。参考1、逗子市総合計画基本構想改定及
び中期実施計画策定方針、こちらを追加で郵送させていただきました。それから、参考2、表

記はしておりませんが、こちらは郵送させていただきました人口推計結果報告書、冊子となっております。参考3、こちらにも表記はしておりませんが、まちづくりに関する市民意識調査の結果、冊子をお送りしております。参考4、こちらにもタイトルにございませんが、資料として総合計画中期実施計画策定に向けた分野別意見交換会の実施結果となっております。

資料はお手元にありますでしょうか。

(「はい」の声あり)

(仁科経営企画部次長) 早速ですが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

お手数ですが、ご発言の際には挙手をいただきまして、指名をされてからご発言していただきますようお願いいたします。

では、会長お願いいたします。

(出石会長) それでは、これから私のほうで進行をさせていただきます。

今回は、次第の2で、今後の基本構想の改定、それから中期実施計画の策定についての進め方の説明を事務局から聴取した後に、次第3にあります基本構想の改定についてを審議するようになります。

また、説明があると思いますが、その先に中期実施計画の策定というのが、後日第2回から審議会の対象になりますので、ご承知おきください。

では、次第2、総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定に係る審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長) それでは、資料1をご用意ください。

令和4年度総合計画審議会スケジュールでございます。こちらのスケジュールのとおり、審議を進めていく予定でございます。

総合計画の基本構想は、2015年から2038年までの24年間にわたる計画であり、今回は8年ごとの見直しを行った結果として、改定を行うものです。

実施計画については、前期実施計画の計画期間が2015年から2022年であるため、今回は中期実施計画の策定を行うものです。

第1回目、本日の総合計画審議会では基本構想、第2回では、前期実施計画、令和3年度分の進行管理を行っていただくほか、総合計画策定条例案の報告、そして、中期実施計画の第1節をご審議いただく予定となっております。第3回総合計画審議会では、中期実施計画の第2節と第5節、第4回の審議会では、第3節、第4節そして、第5回の審議会では、計画の推進にあたってをご審議いただく予定となっております。

中期実施計画の審議につきまして、節の順番が前後しておりますが、第2節と第5節の組合せ、第3節と第4節の組合せというところは、所管課の重複が多いため、この節の組合せで同日にご審議いただくよう予定をしております。

実質的な審議は年内に終了しまして、年明けから基本構想のパブリックコメントを行う予定としております。審議の進み具合によっては、このスケジュールより多く審議会を開催する可能性もありますけれども、タイトなスケジュールとなっておりますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

方針に示しましたとおり、中期実施計画は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体化させます。総合戦略につきましては、議会と両輪となって推進するため、策定段階においても議会での十分な審議が行われることが求められています。本市では、市議会全員協議会において、案の段階で意見交換を行い、柔軟に意見を反映させる手続を取っております。総合戦略と一体化させる中期実施計画の策定に当たっても、パブリックコメントの前に議会において意見交換を行うことから、スケジュールの関係で、基本構想と中期実施計画のパブリックコメントは別々に行う予定となっております。

パブリックコメントの結果、必要に応じて審議会を開催をさせていただく場合もございます。審議の決め方についての説明は以上となります。

また、参考でお送りしました資料の説明をいたします。

参考1が、昨年度ご審議いただきまとめました基本構想改定及び中期実施計画策定の方針です。参考2と3は、昨年度行った基礎調査の結果です。参考2は、2020年の国勢調査を基に行った人口推計の結果です。参考3は、無作為抽出した2,000人の市民を対象に行ったまちづくりに関する市民意識調査の結果となっております。参考4は、今年2月から3月にかけて、基本構想の5本の柱ごとにオンラインで行いました意見交換会の実施結果となっております。参考3及び参考4の結果は庁内で共有し、中期実施計画の企画、立案や今後の施策に生かすものです。

事務局からの説明は以上です。

(出石会長) それでは、まずただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

この後、議論になっていく際に、参考1の策定方針ですが、これについてはどうでしょうか。今も説明にもありましたが、例えば、まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化など、既に

皆さんの合意を得ておりますので、それに基づいた今後の基本構想の改定と中期実施計画の策定になっているということでご承知おきをください。

では、また何か分からないことがありましたら、その都度質疑の中でご質問していただいて結構です。このまま進めてまいりたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(出石会長) それでは、次第の3になります。基本構想の改定についてです。

まず、諮問がありますので、事務局のほうからお願いいたします。

(仁科経営企画部次長) それでは、繰り返しになってしまいますけれども、現総合計画の基本構想が8年ごとに見直すこととなっており、令和4年度、今年度が8年目に当たります。また、今年度をもって前期実施計画の計画期間が終了することから、基本構想の改定及び中期実施計画の策定に当たりご審議をお願いする諮問をさせていただきます。

それでは、市長から会長に諮問書を交付させていただきます。

(桐ヶ谷市長) 出石会長殿、よろしくお願ひいたします。

(出石会長) 承ります。

ただいま桐ヶ谷市長より逗子市総合計画について、諮問という形で基本構想の改定と中期実施計画の策定についての諮問を承りました。

それでは、これより審議に入ります。基本構想の改定、何度も事務局から説明がありますが、逗子市の総合計画は、基本構想が上位にあって、その下に実施計画がある。24年間の基本構想の下に、3期に分かれる実施計画があって、前期が今年度で終わりますから、来年度からの中期の実施計画を策定する。つまり上位の基本構想の改定と中期の実施計画の策定ということになります。そして、ここからの審議は、その上位に当たります基本構想の改定、これが議題となります。

では、事務局から説明をお願いいたします。

(仁科経営企画部次長) それでは、お手元に総合計画の冊子をご用意いただければと思います。よろしいでしょうか。

13ページを見ていただければと思います。

13ページから38ページまでが基本構想となっておりますけれども、13ページからの第1章、逗子市の将来像、そして、19ページからの第2章、わたしたちはこんなまちにしていこう、35ページからの第3章、池子の森全面返還をめざして、37ページからの第4章、計画の実現に

向けてで構成されているのが基本構想です。

第1章につきましては、基本的に事務的な変更を、将来人口の部分で行うところですので、本日は19ページからの第2章から第4章について、ご審議をいただくというところです。

今回、基本構想の見直しに当たりましては、参考1でお配りしています逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画の策定方針におきまして、基本的に継続させるというところで、参考1の6ページの(2)のところに、基本構想の見直しの方針がございます。「基本構想の将来像及びめざすべきまちの姿、5本の柱と取り組みの方向の考え方については、基本的に継続させるものとし、必要に応じて文言の整理を行います。ただし、本市のまちづくりを推進するに当たり、継続させるよりも新たに考え方を示すほうが合理的な場合には、この限りとしません。」という方針となっております。

これに従いまして、今回の見直しの手順としましては、まずは所管課のほうで見直しを行い、その上で関係する懇話会等での意見を踏まえて改定案を作成しております。

それでは改定案について、資料に沿ってご説明をいたします。

資料は差し替えで送りました資料2と資料3をご用意ください。

資料2は、現在の基本構想を見え消しにして表示したものです。

資料3は、庁内での検討に当たりまして、所管課が作成したのですが、基本構想の変更箇所についてその理由を記載した資料となっております。

では、資料2をもとに、適宜資料3を参照いただければと思います。

資料2、今画面共有させていただいておりますけれども、画面上で黄色くマーカーを付した箇所がございます。お手元の資料では薄く網かけがされているような状態かと思いますが、このマーカー部分というのは、現総合計画を作成する際に、まちづくり基本計画と一体化させております、そのまちづくり基本計画に係る部分です。今回の基本構想の改定案の中には、このまちづくり基本計画に係る部分の変更箇所はございませんでした。基本構想の変更があるのは、7か所となっております。

まず、3ページ目、「4障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」、ここの箇所の変更がございます。こちらの変更の理由は、現状の課題に即した文言整理のため変更というものです。

同じページの「5」誰もが心豊かに子育てできるまち」についても、児童福祉法の改正や、今般の状況を見据えて文言を追加しているところです。

次の変更箇所としまして、4ページ目をお読みください。こちら、取り組みの方向の変更と

なっていて、それに応じて中身の変更、文言の整理もしております。

1の生涯学習の小柱である、「子どもも大人も輝く生涯学習のまち」というところ、その部分、それから5、社会教育の小柱でありました「子どもも大人も共につながり成長していくまち」、こちらも別々の小柱としていたところですが、生涯学習、活動推進プランと社会教育推進プランを統合し、生涯学習と社会教育を一体的に実施していくために変更をしております。

そして、6ページ目、第2節の5の部分ですが、こちらは第2節の1が生涯学習と社会教育に言及する形となるため、社会教育を除いた文化財保護のみ言及する形の変更を行っております。

7ページ目、それから8ページ目にわたりますが、第3節の3、こちらにつきましては、令和4年1月31日に「チャレンジ！ 逗子カーボンニュートラル2050」を宣言したことから、その考え方に合わせて変更を行っております。

10ページ目、第4節の「2 災害に強く、犯罪のない安全なまち」の部分ですが、こちらは懇話会のほうの、公助の位置づけを明確にすべきという意見を受け、文言の整理、変更を行っております。

それから、第5節、12ページから13ページになりますが、こちらは全て削除という形になっております。こちらは、デジタル技術の活用とは、本来、行政が抱える課題等解決の取組の中で情報システムの導入を通じて業務やサービスを効率化に図り、便利で質の高い暮らしを実現するための手段の1つである。こうしたことから、本項目を1つの施策体系に位置づけるのではなく、課題解決に取り組んでいく中で有用な手段として活用していくという考えから、この施策体系の中からは削除しまして、15ページの「第4章計画の実現に向けて」の中に位置づけることとしまして、場所を移動させるような形、併せて文言の修正をしております。

そして、第4章の16ページにつきましては、方針において、基幹計画、個別計画との相互連携の在り方を見直していることから、元の第4の項目を削除しております。

基本構想の改定案の説明は以上です。

(出石会長) ありがとうございました。

それでは、ここから審議に入りますが、その前に最初に質問がありましたらお願いしたいと思います。ただいまの説明について、質問、疑問等があったら確認をしたいと思いますので、ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

磯部副会長、お願いします。

(磯部副会長) 手元の資料では網かけで、画面のほうでは黄色になっているところは、これ

はまちづくり基本計画にあるものを持ってきたということによろしいですか。

(出石会長) 事務局。

(仁科経営企画部次長) はい、そうです。もともと今の総合計画がまちづくり基本計画と一体化させたときに、この中に溶け込ませた部分をマーカーで表記しております。

(磯部副会長) ありがとうございます。

(出石会長) ほか、質問ありますでしょうか。

では、よければ審議に入ってまいりたいと思いますが、時間も大分余裕が出ているところがありますので、進め方として、2章の節ごとに確認をしていきたいと思っています。というのは、事務局からの改定部分以外にも、委員の皆さんからご意見がある可能性があると思いますので、そのようにしたいと思っています。その前に、章をまたがって記述が変更になっている場所がありますから、まずそれを確認したいと思っています。最後に説明がありました資料2の12ページを見ていただきたいのですが、第2章というのは「わたしたちはこんなまちにしていこう」という、基本構想のメインの部分です。その第5節「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」というカテゴリーの中に、もともと取り組みの方向の3番目にあつた「情報化で、よりよく暮らせるまち」というものを、第2章からは削除して、全体に関わるため、15ページ、第4章に抜き出して、「計画の実現に向けて」の4として、デジタル技術の活用、ここに記載のようなIT、IoT、Society5.0あたりのことを、現在、重要視されている部分を入れて、第2章全般にわたってかかるという表現にするためにここに移したということがありました。

それから、第4章で、16ページにある「個別計画等との相互連携」。これは既に連携をやめるということが昨年度合意形成されておりますので、これは削除ということでもいいと思いますが、一応これも含めて最初に議論をしたいと思っています。

この点、何かご意見等がありましたら、お願いしたいと思いますが。表現でも構いません。

どなたでしょうか。

(佐藤成人委員) 佐藤成人です。

(出石会長) どうぞ、お願いします。

(佐藤成人委員) 先ほどの質問のところで本当は聞くべきだったかもしれないのですが、ちょっと考えているうちに追いつかず、確認です。

このデジタル技術の活用、第4章を書き直しました。そうすると、仮にこれは変更が終わったと。これまで我々は、この基幹計画の中で実際、毎年、進んでいる、進んでいないというのを拝見して、レイティングをつけさせていただいていたわけなんですけど、これが4章に移ると、

このI o Tなど、今までデジタル技術の活用というのを評価していたものというものは、なくなるのか。それとも新たに別の項目として移るのか。その基本的なところで対応するのか。変わった後、I o Tの活用というものは何か、誰かが審議するのか、なくなるのかといったところの確認を教えていただければありがたいと思います。

(出石会長) 大事な点だと思います。

事務局からいいですか。

(仁科経営企画部次長) 進行管理の方法等につきましては、また総合計画審議会のご意見をいただきながら、組み立てていくところではあります。現段階で事務局が想定しておりますのは、現在のような形での進行管理の対象からは外すような形になるかと思えます。

(出石会長) ご意見も含めていいです。

藤井委員、どうぞ。

(藤井委員) 藤井です。

今、デジタル化というところの話ですが、そういう全般に共通してSociety5.0などについての対応はしっかりやっていくという書かれ方なんです。そのときに、例えば、4節の、「4都市機能の整った快適なまち」という取り組みの方向がありますが、デジタル化というところで、都市機能というときに、今、非常に都市データの整備とか、デジタルインフラを自治体がどうやって整備するかということが言われています。今までのインフラじゃなくて、デジタルインフラについて、相当取組をしっかりしていけないといけないのではないかと。私もデジタル田園都市構想の取材をしてきた身ですけれども、そういうところ、県はしっかり打ち出して、自治体のほうにしっかり進めなさいよというふうにアナウンスされている割には、逗子は誰か特別な専門員を置いてやるとかいうこともやっていないし、何となくそのポイントを外してしまうと、本当にデジタル化が推進できるのかという不安があったんです。デジタル化は全体にかかりますよといったときに、ぜひ都市機能として、自治体のデジタルインフラを整えてもらうような項目が欲しいとは思いました。

(出石会長) これは結構大事です。というのは、実は、今のところは、第4節の4にはデジタルのことは書いていないのです。もともと書いていない。だから極論を言うと、今後、行政DXを進めていく上で、全ての項目にデジタルのことは出てくるはず。そうすると、それを全部書くのではなく、第4章にこの計画を、それぞれ実現していくためには、デジタルを活用するという整理です。それはいいのですが、確かに今のご意見のとおりで、それを評価するのはどこでやるのかという話です。デジタル化がきちんと進んでいるかという評価をどこです

るのでしょうか。

事務局のほうで見解を教えてください。評価しなかったらデジタルは進まないですから。

佐藤委員。

(佐藤成人委員) その間によろしいでしょうか。

すみません、先ほどありがとうございました。

いただいた情報をもとに、意見をまとめたのですが、そのI o Tの場合、活用というのは、毎年、長期計画になかなかそぐわないという議論は毎回出ていて、そうだよめみたいな話になります。とはいえ評価をつけなければいけない。そのご担当者様も大変だし、評価するほうも評価しないといけないという背景があり、今回、それは全体にかかるものなので、施策体系から動かすというのは、背景としてはよく分かる。なるほど、納得できるというふうに関じ、一方で、その全体にかかる重要なものなので、第4章に移しましょうというロジック自体はいいのですが、それだけ重要なものであれば、ほかの、例えば諮問機関とか、ほかの組織体とか、ほかの会議体で、もしかしたら評価するかもしれないですが、ここにいる審議会委員含めた今まで評価してきた人たちからすると、それが抜けてしまうように見える。私からはそう見えている。何か対応があればそれはぜひ聞きたい。より重要なのに、動かしたために、誰も評価しなくなってしまう。そうすると、これは全箇所に関わってくるという認識が下がって、事実上は評価しづらい。今度は逆に、全項目でどれだけI o Tが進んだのかというのを、各項目ごとに評価していく。これはなかなか難しいだろうと想定すると、やはり大事だから全部よしとする。それを誰が評価するか。この会議体なのか、別なのか。今回の変更はこの審議会委員という立場からすると、モニタリングとか、ちゃんと進行しているところを確認する方策という何か担保されたほうがよろしいのではないか。現状だけだと、無法地になる。これは多分ないとは思いますが、形式上は誰もタッチできない。要するに実質上は誰もやらなくても誰にも何もとめられないと捉えられる可能性もある。外見からすると、そういうふうにも見えなくないので、検討していただいたほうがいいんじゃないかと申し上げさせていただきます。

(出石会長) ただいまのご意見についてでもいいですし、あるいは事務局から何かコメントがあれば。

(福本経営企画部担当部長) 福本です。

今のご指摘はごもっともだということで、受け止めるつもりはあります。ただ、今回、こうした変更をかけるというのは、先ほど仁科のほうから説明したといったことが非常に大きく、我々としては、デジタル技術は行政の価値ではなくて、行政の価値を実現するためのその都度

適宜に選択すべき手段であるというふうに考えていますので、そういった意味では、IT、IoTがどれだけ進んだかといったこと自体を進行管理するものではないというふうにまず考えています。

そういった意味では、例えば今の総合計画で言いますと、リーディング事業というのがありますが、このデジタル技術を使うところは新規事業ですとか、政策的に進めていくものとも必ずしも限らない。つまり経常的なところにこそ、こういった技術が働くものというの、かなりあるのかなと思っていまして、ある意味見方を変えれば、行革的な効果を発生させるというのは当然あります。

そういった逗子市の事務の現状と、行政規模ですとか、あるいは自治体間での連携みたいなものを、その都度、その都度、適宜判断をしながら最適な方法を選んでいきたいといったことがあって、今回のこうした変更をかけたいというのが1点です。と同時に、やはり、デジタル技術というのは日々進歩していますので、今現在の情報でもって、計画を定めるのはなかなか難しいなというのも状況としてあります。そういった意味でも計画的に進めていきたいのですが、進行管理の対象にするのは難しいといった事情もあります。

分かりづらい説明になってしまいましたが、そういうふうに考えているところです。

ただ、ご心配されている点も理解できる場所ですので、これは事務局のほうとも相談したいのですが、実施計画の「計画の推進にあたって」のところ、参考情報として、逗子市のまちづくりにおけるDXの進み具合、効果のほどといったものを、参考の情報として皆さんのほうにご報告するようなことはできるのかなと考えるところです。

以上です。

(出石会長) 藤井委員はこの件でよろしいですか。

(藤井委員) そうですね、さっき申し上げた「都市機能の整った快適なまち」という、この項目の中に、デジタルインフラというものも都市機能というふうに何か入れてほしいという気はします。

(出石会長) それは、その第4節のところの議論でやりましょう。

(藤井委員) はい。

(出石会長) 藤江委員が何か先ほどおっしゃっていたような気がしたのですが。

藤江委員、どうぞ。

(藤江委員)

この4章のところに書いてあることは、非常にいいことが書いてある。というのは、逗子が

この分野、ものすごく遅れていることを認識したスタンスでちゃんと計画を立てないといけないと思うんです。

この前、事務局宛てにメールをお送りしたんですが、それは例えば素材一つ取っても、逗子のまちの中で手に入れられないという環境です。そういうインフラをやろうと何か思ったときに、それを動かすための物すらも逗子は買うことができない。もっと言ったら横須賀まで買いに行かなきゃ駄目だと、そんな感じです。

それがこの4章の6行ぐらいにきれいに書いてありますが、それができるんですか、ということ。これは一個の会社がやれることではなくて、やはり逗子市が本腰を入れてやらないとできないと思います。

私も仕事の上で、ロボットだとか、医療の電子化だとか、そういうことを仕事としてやっているのですが、逗子があまりにも今遅れてしまったということをよく考えた形でやらないと。これが出てきたのはいいことなだけけれども、それで何をやるのかということ、早く決めないといけないと思います。それがきちんとできているのか、どこまでいったんだというプロセスを追いかけることになるだろうと思います。

この前、事務局宛てにかなり詳しく書いたつもりなんですが、進行管理部会では、ほとんど話題にしていただけなかったんですが、それをしないとどうにもならない。もっと言うと、逗子は、電気屋さん一つとっても、昔ながらの電気屋さんが二、三軒あるだけなんです。例えば今日、この新しいヘッドセットを着けてきたんですが、これは横須賀まで行けば買えます。逗子では何も無い。そういうこともきちんと立地を考えて進めていかないといけないだろうと思います。

さっき藤井委員がそれに近いことを言いかけてやめてしまったのですが、やめないではっきり最後まで言ってほしいなと思います。

よろしいでしょうか。

(出石会長) 恐らく今のご意見というのは、結局個別論ですから、第2章の、第4節の「4都市機能が整った快適なまち」あたりになると思います。ですので、デジタルと書くかどうかではなくて、それぞれその項目のところ、これから順番にやっていきますから、会長としてはこういうことをしっかり書くべきじゃないか、こういうふうに書いてきちんと取り次ぐべきじゃないかというご議論をいただければと思います。

論点としては、このデジタル技術の革新を、多分それだけではなくて、第4章の1、2、3も含めてですが、これは第2章の各節、各項目全てと言っていいほどのものに該当するもので、

それらの評価をどうやってやれるのか、進行管理ができるのかというのが、一番最初に佐藤委員から出たご質問、あるいはご意見の部分です。個別論はちょっと後にしていただきたい。取りあえず今整理したいのは、この第4章の4に限らず、これらについての逗子市の総合計画を進めていく上での、いわゆるチェック体制というのはどうあるべきかということだと思います。

これについては何かご意見がありますか。

会長として仕切ってはいけないのかもしれないが、評価、あるいは進行管理の仕方だから、改定後の基本構想、そして、中期実施計画の進行管理のやり方は、現在の前期実施計画のやり方のおりにやらなくてはいけないなんてことは全くないわけです。他の自治体にいけば、こういうような項目を、この第4章の1から4の項目を各進行管理の中で、全部欄を設けてチェックをする。チェックというか、自己評価をして、それに対してどうなのかとやっているところもありますので、多分そういう進行管理のやり方の中で、ITだとか、IoTの活用についての議論は各項目の中でできるだろうと思います。

大変難しい工夫になるかもしれないが、まず事務局に、というか、市のほうに次期、令和5年度からの進行管理に意を用いてもらいたい。ちゃんと検証できるようにするという提案でいかがでしょうか。

ご賛同いただけますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、市から一応コメントありますが、今のは4のデジタルだけではなく、市民参加、参画、公・共・市・私の連携、あるいは自治体経営の、第4章の各項目について、第2章の各節の進行管理を今後行っていく上でのある意味申し合せというか、第4章の中に加えると進行管理ができることを考えてもらいたいということです。どうでしょうか。

(仁科経営企画部次長) 中畠委員が。

(出石会長) 中畠委員ですか。どうぞ。

(中畠委員) 16ページのことについて、今の出石会長の話と重なるかどうか分からないのですが、コメントさせていただきます。これまで、現在の総合計画について、この右側の三角形のような3層構造をやめるということは、策定方針というところで合意をしたところだと思うが、それは私の理解したところでは、総合計画を基幹計画、それから個別計画にブレイクダウンしていくような形で、連動させていって、その進行管理もそれによっていくという形をやめるという理解をしています。

そうして、今度はどういう形になるのかというのが、この部分を全部取ってしまうことによ

って、分からなくなるということもあって、私の理解では基本構想と、それから実施計画というものはあるということで理解をしていますし、それから、総合計画とそれから個別計画というものの関係も全く切れるわけではなく、やはり連動、現在のような形では連動はしないけれども、やはり個別計画の上位計画が総合計画だということはあると思うので、どちらかということ16ページの左側の形に近くなるのかもしれないのですが、何か分かりやすい形で、あるいは従来に戻るのではなく、もう少しカッコいい形というか、バージョンアップさせたような形で示していただいたほうが分かりやすいということを考えましたが、いかがでしょうか。

あと、今回は総合計画の特徴の一つとして、まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動もあるということで、それをここにまで書くことはないと思います。というのは、そのうちそのまち・ひと・しごとの戦略がデジタル田園都市国家構想のほうがいいというふうになっていく可能性もあるので、そこまでは書く必要はないと思いますが、個別計画と総合計画の関係が、今度はこういうふうになりますといったようなことも、示せるようであれば示していく。それから、総合計画が2層のような形になるのであれば、それについても示していただいたほうが親切なのかなということを思いました。

(出石会長) 総合計画自体は2層ですが、今までいう3層という意味は、総合計画の2層ではなくて、計画体系としての、総合計画の下に基幹計画と個別計画があるという3層構造です。これについて、今のご指摘は大事なところで、思い出してもらえると、進行管理はこの体系でやっていますから、この体系をやめる意義を、先ほどの進行管理の話で少ししましたが、そこにもやはり連動してきます。この点については、市のほうから所見ありますか。

(仁科経営企画部次長) それでは、今幾つかご意見をいただいたんですが、まず、先ほど会長が言われましたように、総合計画が2層であるというのは、今の総合計画でいきますと、基本構想の前に総論というところで位置づけられて、明確に示させていただいております。

8ページ、9ページ目のところになりますが、そこに2層になっているという部分は明記しており、ここは変更しませんので、この部分のご心配には及ばないかなと思っています。

それから、2点目の計画体系はどういう形になってしまうのかということですが、今の総合計画の個別計画、基幹計画との相互連携という中では、従来総合計画の、いわゆる傘の中にある全ての行政計画は全て個別計画であったというところを、ある意味、5本の柱に対応して、小柱を束ねる5つの計画を基幹計画という形で昇格させたようなところがありました。

この一律に基幹計画を定めるというやり方は、今回の改定の中で変更するというところですが、いまして、図形、絵としては、元の形に、一般的な自治体と同じような形の総合計画と

個別計画の関係に戻るとというのが、一番分かりやすい説明になろうかと思いますが例えば、現在、1節に当たりますが、福祉プランという基幹計画の下に5つの個別計画がありますが、この体系を維持していきます。法律の改正により、これを基幹という形で位置づけるという方針がありますので、やはりそういった個別の必要性に応じて、基幹というものが残っていくものもあろうかと思います。しかしながら、総合計画としまして、例えば進行管理を今のような形で連動させて行うかといいますと、やり方は変えていくといったところを考えています。

あと、まち・ひと・しごとの関係で、ご意見いただきましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、中期実施計画の中に一体化させることを考えておりますので、基本構想のほうでは言及していないといったところですよ。おっしゃいますように、デジタル田園都市国家構想の基本方針が6月7日に閣議決定されまして、この中で、「年内を目途に国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定して、デジタル田園都市国家構想総合戦略といったものを策定する」という方針が出されています。

中期実施計画につきましては、このスケジュール感と少し合わない部分もありますので、現在の総合戦略を包含するような形で策定を進め、この国の方針を受けまして、必要に応じてこの策定終わった後に、国の総合戦略、そして、県の総合戦略を勘案しながら必要な改定を行っていくような形になろうかと現段階では事務局で考えています。

以上です。

(出石会長) 中罵委員、よろしいですか。

ただ、確かにどういう体系になったのかを、従来の計画体系に戻ったという話がありましたが、何かこの計画の中に書かなくてもいいけれども、今まででいう基幹計画と個別計画はある部分もあるわけです。要は、作るものもあれば作らないものもある。ある意味、他の自治体もそうです。ただ、市民にとって、分かりやすいかどうかという議論はあるので、また、何らかの形の説明資料を作ってみるといいのではないかと思います。

(仁科経営企画部次長) はい。

想定としましては、今の実施計画中の192ページに、「連動する基幹計画、個別計画」という基本構想の5本の柱と取り組みの方向と関連した計画の表を設けていますが、ここが連動ではなく、関連するというような表記で、関連する計画、行政計画をこのような形での表記はすることは想定しています。

よろしくお願ひします。

(出石会長) 連動から関連に変わるそうです。

では、この点よろしければ、今のこの第4章にデジタルを移した上で評価、進行管理の対応するというところでよろしいですか。

それでは、ここからは第2章に戻りまして、それぞれ節ごとに今回市側から改定案が出ました。その改定案のみならず、ほかの項目でも結構ですから、ご意見をいただきたいと思います。

まず、第1節、資料2でいくと、1ページ目から3ページ目まで。「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」、これについてご意見等がありましたら、お願いいたします。

山口委員、お願いします。

(山口委員) 山口です。

第1節のところ、私が所属している福祉プランの懇話会の関連ですので、そこで話されている内容を踏まえて、少しお話をしたいと思います。1ページの一番最初に、「めざすべきまちの姿」というものがあり、「人と人の支え合い」というのが、まず出てくる。その1ページの下の方には、「公・共・私が役割分担をし、互いに連携し、協力し合うことが大切」と書いてあるのですが、公・共・私ということになりますと、公助、共助、相互扶助、自助ということになるのですが、1ページの裏側、「めざすべきまちの姿」のところは人と人との支え合いという、いわば相互扶助です。ここが強調されていて、例えば公的役割は何なのかとかいうところが明確になっていないので、ちょっとバランスを欠いているかなという感じがあります。

福祉計画というのは、行政がやるべきこととか、行政がここまでやる、ここまでやらない、こういうスケジュールでやるという、公的責任の部分を明確にするということもあるので、民間がやる支え合いということだけではなくて、公助、共助の部分ももう少し加えたほうがいいのかなということです。

それから、1ページの下から2行目なんですけど、「その人らしく生きること」と書いてあるのですが、これがどういうことなのかというのは、みんなぴんときないと思うのですが、計画の中で、「その人らしく」といった場合には、例えば自立とか、自己選択とか、自己決定とか、自己実現とか、そういうものを目指すんだということを、何か付け足したほうがいいかなということです。

それから2ページですが、「医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち」ということですが、この中身が非常に医療にシフトした形で書かれています。福祉プランのほうだと、例えば、子どもの問題だと、学校とか、教育です。こういうことの連携というのも出てきますし、障がい者ですと、就労というのが非常に重要になってきて、高齢者もそうですけれども、

医療、保健、福祉はもちろんですが、教育とか、雇用とか、もっとそのようなのは都市計画とか、いろいろ出てきます。ただ、少し医療にシフトしてみたのかなという感じがあります。

それから、2ページの「3高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち」ということですが、上の3行は高齢者全員を指しています。下の5行は要支援、要介護者にならない、予防ということについて書かれていますが、要介護者、要支援者をどうするかということもあるし、健康なお年寄りに対して情報だけではなく、生きがいとか、社会参加とか、積極的に福祉を増進していくという、そういう部分もあるのではないかとということです。

それから、3ページ目ですが、「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」ということで、ノーマライゼーションとか、バリアフリーとか出てくるのですが、ノーマライゼーションというのは、福祉の世界ではもう古い言い方で、そもそも人を障がい者であるか、障がい者ではないかと区分して、障がい者の人をノーマルな人の生活に合わせるというような発想の仕方はいいのかと。昔はこうだったんですが、むしろ、今は、社会的包摂ということで、ソーシャルインクルージョン、社会的排除ではなくて、社会的包摂という考え方になってきているので、そちらのほうにシフトしたほうがいいのではないかと。

それから、「バリアフリーのまちづくり」というのもあるのですが、バリアフリーの場合は、障がい者とか、高齢者の物的な障壁をなくすという意味合いが強いのですが、今はもう、ユニバーサルデザインとしてどう考えるかというような時代になってきているのかなと思います。ですので、少しそちらの考え方にシフトしたらどうかと。

それから、5番目の「誰もが心豊かに子育てできるまち」ということですが、これは、親とか、周りの人たちがどう子育てするという話ですが、もう一つ、子育てという、子ども自身がどう育っていくかというのがあり、子どもというのは、常に対象だけではなくて、主体的に学習し、成長していくという意味合いもあるので、例えば、子育て、子育てできるまちとかというほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

(出石会長) ありがとうございました。

詳細にいただいたのですが、まず入り口なので確認を、事務局も含めてしたいのですが。今日冒頭説明があったとおり、基本構想なので、議会の議決はもう既に経ているものの改定です。かつ、継続が原則で、昨年度この審議会でも決めているので、全面的な書き直しではないということ、共通理解をしておかなければいけないと思います。ですので、どうしてもこの文章というのは、やはり、それぞれ好みもありますし、特に、山口委員の場合、まさに専門です

から、思い入れが非常に強いと思います。ただ、そうはいつでも、表現の、例えば一つ例を出すならば、1ページ目の一番下の「その人らしく生きること」。これはまちづくり基本計画で定められたことなので、変えにくいというのは事実あるのですが、それを自己実現と変えるというようなことについては、今回、それをやってしまうと、全面改定になると思います。

一方で、いただいた意見の中で、例えばノーマライゼーションだと、これはもうソーシャルインクルージョンだろうと、この現代としては。あるいは、バリアフリーではなくて、ユニバーサルデザインだろうと。これは事務局も今の時点に合わせての改定を事実言っているわけですから、こういうところは確かにできることはやるべきだろうと私は思います。

あと、最後にあった子育ては、多分第2節の話なのかなと思いますので、私のコメントも含めて、事務局から見解ありますか。

(仁科経営企画部次長) 会長から今ご説明にありましたように、事務局としましては、今回、方針に基づきまして、基本的には現在の基本構想の考え方というものは継続させるものとして、必要に応じて文言の整理を行うことという形で、所管のほうに見直しをしてもらったところです。

そういった中で、また、今回の見直しの行政案につきましては、それぞれの懇話会等で意見聴取した上で、提出されてきているというところですので、例えば、障がい者の部分などにつきましては、ユニバーサルデザインというご指摘もあったのですが、その懇話会でそういった観点も含めて、バリアフリーのまちづくりという文言を追加したり、見直しをかけてきたところがございますので、その部分は、意見聴取を経ているという上で、こういった形で、そこまた調整、修正をしていくのかというのは、考えなければならないというところでは。

(出石会長) 最後の部分は山口委員から出ているので、これはむしろ個別の懇話会、福祉プランの懇話会。

(仁科経営企画部次長) こちらは、別の懇話会ですね。例えば障がいについては、逗子市障害者福祉計画策定等検討会というところで意見聴取を経ってきたところです。

(出石会長) これは過去にも同じ議論があって、個別懇話会で出てきたことを総合計画審議会に変えられるのかという議論は毎回あって、非常に悩ましい話なのですが。あまり謙抑的になり過ぎると、一切、事務局から出したこと以外、触れないとなってしまう。個別懇話会でやっているから意見が出せないと、それは総計審として、役割を果たせないことになってしまいます。

一方で、繰り返しになりますが、全面改定ではないので、そこはある程度謙抑的にもならな

いといけないということです。

少し申しましたが、何か、この点について、今のこの山口委員からのご意見の部分というよりも、この意見の出し方として、どうでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(田宮委員) 事務局のほうに直接お聞きたいんですが、第1章で共に生き、心豊かにというふうになっています。そのめざすべきまちの姿として、人と人との支え合い、人と人、それから、その次、今度は1節の1、「その人らしく生きること」、それで福祉のまち、1の2では、医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち、この1、2、3、4、5というふうに分けた中では、横のつながりがかなりある項目だと思うのですが、これを5つに分けた意図、あるいは分けた理由というのは何かあるんですか。

(出石会長) これは、議決を経て決定されたものです。そこの根本をここで議論するのは勘弁してもらいたいです。

(田宮委員) いや、どうして分けたかを、ちょっと知りたいだけなんです。

要するに、そうすると、福祉というのが1節の1には書いてあって、1節の2のほうにも福祉と書いてあるのに、そうすると、今度個別計画を充てるときに、どちらも福祉を頭に入れて、つくれますよね。

(出石会長) 前からそうなんです。それはまた違う話で、議会の議決を経てできているものについて、なぜかと確認するのも、その中身を変えるという提案をしてもらうのも構わないですが、議論するとなると、総計審の位置づけにもかかわってくると思うのです。もう一回お尋ねしますが、なぜこう5つに分けたかを確認して、どういうふうに、田宮委員は次のご意見を述べたいと考えていらっしゃるんですか。

(田宮委員) そうすると、その次にはその人らしくという、この上段をいろいろと変える必要が出てくるかなという。

(出石会長) それは全面改定ということですよ。全面改定を視野に入れるということですよ。

自由に何でも審議できれば一番いいですが、やはり審議の前提として、それも我々も関わって、今回の改定の方針を立てたわけですから。それを基に進めているときに、そこまで遡ってしまうと、やはり全面改定を視野に入れることになります。それは、去年の段階でそういう議論をしておくべきだったことではないでしょうか。よろしいですか。

(田宮委員) はい、いいです。

(出石会長) すみません。僭越な申し上げ方をして申し訳ないのですが、策定方針を前提に今回進めないと、まとまりません。ほかの委員から、我々が全部全面的に仮定するべきだというご意見が多いなら、それは考えますが、やはり、継続的に進めて来ていることですから、この流れでできれば進めていただきたいと思います。

もう一回繰り返しになりますが、意見の出し方として、他の懇話会等で諮ってきたからといって、我々が全く意見が言えないというわけにはいかないと思います。言ってもらって構わないと思いますが、一方で、ある程度折り合ってはいただきたいと思います。

そういう意味で、山口委員にもう一回確認なのですが、今、出された意見は、私は少し整理しましたが、やはり全面改定にはしない前提で、一部視点的な問題、あるいは先ほど懇話会での意見もありますが、ここはやはり考えた方がいいというところがあれば、もう一回確認をさせていただければと思います。

(山口委員) 一番最初に計画をつくる時にも、このような議論があって、やっぱり市全体の理念とか、考え方はあるのですが、分野によってはそれは合わないという意見は、最初からあったんです。でも、全体でつくるから、そんな好きなようにつukれないというところがあって、そこはそれとして受け入れましょうということで、今までやってきたんですが、やはり時々不満が出たりするのです。それはしょうがないかなと。同じように、私の担当する分野では、地域福祉活動計画というものがあって、これは社会福祉協議会が中心につくるのですが、それは住民の意見を積み上げてつukります。

当然、行政が体系的につukってきたものとは違う結論が出てくるのです。ばらばらですが、それはそれでいいだろうと。そんなきれいにそろうわけがないし、そろえたらおかしいということで、それも受け入れましょうということでいますので、この審議会では皆さんが言っているようなことはお伝えしていますということでいいのかなと思います。

以上です。

(出石会長) こうでしょうか。今日、市長、副市長も、それから各部長もいらしているので、委員として言いたいことは言いましょうか。それで、場合によっては、今日は言いっ放しになる。事務局からはこうしますという回答はなくて、ある意味もしかすると総計審として僭越なこともあるかもしれない。一方で、まさに的を射た部分があるかもしれない。それらを含めたものを各節で出しておいて、それをもって事務局、あるいは市長、副市長、部長でご検討いただいて、策定方針に従った中で改定できるところを整理して行って、次回、もう一回内容を精査するという形でどうでしょうか。

よろしいですか。

(「そうしていただいたほうが意見言いやすいですよ」の声あり)

(出石会長) そうしましょう。

皆さん、合意ということで、もう一回戻りまして、事務局、それでいいですか。市長、よろしいですか。

(桐ヶ谷市長) はい。

(出石会長) では、先ほど山口委員からありましたが、ほかの委員からも第1節について、ご発言がありましたらお願いいたします。

磯部副会長。

(磯部副会長) 質問になるかもしれないですが、4の「障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち」の中で、この災害と緊急時の備えを消し去ったというのは、どうなんでしょう。備えなくていいということですか。少しここだけ違和感を感じたので。

(出石会長) 担当部。

(須藤福祉部長) 福祉部の須藤でございます。

今のご質問でございますけれども、計画全体の中に災害計画の項目がございます。避難行動要支援など災害時の対応については、全体の中で計画をつくっていくということで、障がい者の、その後の高齢化や親亡き後を見据えた仕組みなどをここでクローズアップして、そこに重点を置いていきたいということから、災害時の問題は、当然、介護にあっても、障がいであっても、子育てであっても、全体の計画の中でしっかりつくっていくということが、今回の懇話会の了承のもとにこのような表現になったというふうにご理解いただければと思います。

(出石会長) 磯部委員よろしいですか。

(磯部副会長) 今のお答えは、要は災害時と緊急時の備えというのは、ここに書いていなくても、ほかでもっと幅広く書いてあるから、考えてあるからいいと。こういうことでよろしいですか。

(須藤福祉部長) はい、そのとおりでございます。

(出石会長) 端的に言うと、第4節ということですか。

(須藤福祉部長) そうです。

(出石会長) 第4節は2に災害に強くというのが入ってくるんですよ。結局、相互に関連、連携するので、今のような説明でした。よろしいでしょうか。

(磯部副会長) 分かりました、結構です。

(出石会長) 第1節の市側が今回改定しようとしている部分について、今、磯部委員からありましたが、ほかはよろしいですか。

では、第2節にまいります。共に学び、共に育つ共育のまち、こちらについてご意見等ありましたらお願いします。質問も結構です。

池谷委員、お願いします。

(池谷委員) 池谷です、よろしくお願いします。

この共育のまち推進懇話会でずっと問題になってきていた社会教育と生涯学習の関係性が分りにくいということに関して、今回、検討していただいて、修正いただいたということについては、とてもありがたいなというふうに思います。社会教育という言葉を残す形で、取り組みの方向性の1に統合していただいたというのはありがたいというふうに思います。

その部分の表現について、1か所だけ気になったので、瑣末なことですが、1の下線部のところで、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う社会教育の機会という説明があるのですが、可能であればここは個を高め合うという「個を」というところを取っていただきたいと思います。現代的課題や地域課題は、個人の興味関心というよりは、もう少し集団的な学びというところがむしろ重要になってくる場所ですので、全体を通して個というのが強調されるのはここだけですので、この「個を」というところを取っていただければすんなりいくかなと思ったのが1点です。

もう1点は、社会教育の部分を1に統合した結果、取り組みの方向性の5が、ふるさとの遺産をまもりつないでいくということになっていて、資料3のほうにも記述がありましたけれども、ここは文化財保護のみを言及するというふうになっています。それ自体は了解するのですが、全体を読んだときに、5の冒頭だけが、とても小さな話から始まっているという印象がどうしても拭えなくて、この5本の柱が並んだときに、やや特定の5番だけが正面に出過ぎているかなという気がしますので、可能であれば守りつないでいこうとしているふるさとの遺産というのが、そういう意味を持つところを少し冒頭で説明していただいて、その上で文化財保護の話に入っていただければ、全体のバランスとしてもう少し取れるかなという印象を持ちました。

私の思ったことは以上です。

(出石会長) ありがとうございます。

では、佐藤委員は関連してですか。それとも違うのですか。今のところの意見ですか。

では、市側のほうでコメントありますか、2点。まず「個を」を取るべきではないかということと、それから、私も5のところ、違和感があるのですが、コメントがありましたら。

部長でしょうか。

(岩佐市民協働部長) 市民協働部の岩佐ですけれども、これは統合していく中で、5の中で、もともとの原稿の中に個ということがあったので、それを残してここに持ってきたというのは、この社会教育という部分を持ってきたというのは、この「個を」をここに今載せているという、その回答になります。ですので、懇話会の中で、これを提示したときに、こういう形でという形で、社会教育のほうからも、懇話会3つありますので、社会教育、生涯学習、推進プランのほう、その中で話が出てきて、今残しているというところなので、今現在はその意見を尊重して残しているという、そんなイメージになります。

こちらの「個」の話については、以上でございます。

(出石会長) では、文化財のほうの、5のほうです。

(村松教育部長) 教育部、村松でございます。

5のふるさとの遺産をまもりつないでいくまちという部分につきましては、単純に所管、社会教育課の所掌事務から社会教育の部分を除くと、主なものが文化財保護ということで、こういった記載になってございますが、ご指摘のもう少し説明を加えてということにつきましては、この総合計画審議会の皆様の総意であれば、その部分事務局である企画課と相談しながら書き加えていきたいと思っております。

(出石会長) 池谷委員、いかがですか。

(池谷委員) はい、了解しました。5番は可能な範囲で反映していただければと思います。

(出石会長) 5を廃止するというのはないのですでしたか。個人的にはなくてもいいような気がします。なくてとは、別にやらないという意味ではないですから。基本構想としてここまで書く必要があるか。ここまでミクロになったときに、文化財保護のみを単独で生かす理由は、池谷委員と一緒に、きちんと明確な冒頭なりの説明がないと、本当に個別の施策が載っているという感じがするのです。ただ、文化財の保護というのは重要な法律ですから、それは分かるんですが。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今の「個を」をどうするかという点と、5の扱いをどうするかについて、またご検討ください。

続いて、第3節です。「自然と人間を共に大切にすまち」、こちらについて、ご意見やご質問お願いいたします。

(佐野委員) 佐野です。

(出石会長) 佐野委員。

(佐野委員) 担当審議会に係るところなので、簡単に補足説明したいと思います。

7ページのところで、取り組みの方向で「3カーボンニュートラルを実現すまち」に変更になっているのですが、その経緯について説明したいと思います。

あと、8ページのところですが、カーボンニュートラルを実現すまちとなっていて、以前は「温室効果ガス排出の少ないまち」ということになっているんですが、そうなった経緯について説明したいと思います。皆様ご存じだと思いますが、国が脱炭素社会の実現として、2050年までにカーボンニュートラル、二酸化炭素排出ゼロを目標に掲げておりますので、逗子市においても「チャレンジ！逗子カーボンニュートラル2050」を2022年に宣言した次第です。そのことからこのように文言を温室効果ガス排出の少ないということよりも、カーボンニュートラルということを中心に前面に出しています。8ページの3のところですが、最後のほうにも、2050年温室効果ガス排出実質ゼロということも掲げて、国に沿った宣言となっておりますので、こういう形になったということでご理解いただければなと思っています。

以上です。

(出石会長) ご説明ありがとうございます。

では、ほかにご意見等ございますでしょうか。

特に今ご説明いただいたところが、今回のこの節の改定の場所ですから、ご説明のとおりということで、ご了解いただけますでしょうか。

それでは、「第4節安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」、こちらになります。

ご意見等ありましたら、お願いいたします。

市のほうからは若干の修正がある程度ですけれども、いかがでしょうか。

藤井委員、お願いします。

(藤井委員) 先ほど申し上げたことを、都市機能というところにどうやって入れるべきか、今書いてあることがインフラの話なので、都市データ整備というデジタルインフラについても、こういう対象に入れていただきたいということなんですが、ここでいいのかどうかもご検討ください。

(出石会長) どうでしょうか。市のコメントありますか。

デジタルインフラというような表現を使うかどうかはともかく、基本構想でどうでしょうか。
(福本経営企画部担当部長) デジタル担当の福本です。

「都市機能の整った快適なまち」のこの都市機能ということで、藤井委員がおっしゃっている、ソフトインフラも都市機能を支える重要なものだろうという認識ですが、かなり大きくなっているかというふうには感じています。ただ、私どもも、ここはやはりちょっと思考が停止した部分もありまして、この都市機能といったときに、どうしても、ハードインフラを想定して、これまで総合計画をつくってきたという面がありますので、そこは基本的には崩さない形で整理をしていたというところなんです。ですので、先ほどちょっと議論になりましたが、実施計画の「計画の推進にあたって」の中で、その部分を位置づけたいといったふうに考えていたところなんです。

藤井委員のご意見につきましては、どうあるべきかということについて、ちょっとお時間をいただいて、事務局と共に考えさせていただきたいというところがございます。

(出石会長) 藤井委員、どうですか。考えてみるということですか。

(藤井委員) 多分、何かデジタル田園都市国家構想の推進にあたって、何かそういう具体的な担当とか置いてやらないと、ついていけないような気がするので、組織の面も含めてやり取り、よろしくお願いします。

(出石会長) そのほかいかがでしょうか。

(三原委員) 「災害に強く、犯罪のない安全なまち」の中で、先ほど会長がおっしゃられたことの意見として言わせていただければ、自主防災組織の充実及び避難行動要支援者に対する地域での助け合いの取り組み、市民自らが防災力の向上を図りますという部分は、自治会・町内会があつてのものだと思うんです。私の記憶だと、たしか逗子市は自治会・町内会の加入率が70%を切っているぐらいじゃないかと思うんですが、これどうでしょうか。

(出石会長) まず加入率、分かりますか。

(岩佐市民協働部長) 市民協働部の岩佐ですけれども、今手元に資料がないので、はっきりしたところは分かりませんが、70%前後だということは確認をしております。

(三原委員) 今のお答えの70%前後をもとに、この自主防災組織の充実、避難行動要支援者、これでいいんでしょうかということなんです。当然100%加入するはずがないのは分かっているんですが、住民自治協議会の立場から申し上げますと、自治会・町内会の加入率を高める行動を行政が何らかの形で起こさないと、どんどん減っていくと思うんです。そうすると、この自主防災組織とか、避難行動要支援者、これは自治会・町内会及び民生委員の活動によって

成り立ってくるわけです。そこがもともとの70%前後の自治会・町内会で本当にいいんですかというのが一つあります。

それと、防犯のところで、防犯環境に配慮した環境整備を図るとというのが、すごく何か漠然として、何にでもつながる、だけれども、実際にここで言うべきかどうか分からない。実施計画を見てみると、全然そんな防犯環境に配慮した環境整備というのではなくて、警察と防犯協会と会議を年に2回開きます。あとはメール配信で防犯のあれを登録者でやる。その登録者を増やすことぐらいしか書いていない。だから、この辺のところが本当にどうなのか。これは前にも申しあげましたけれども、例えば、防犯カメラを設置するところに対する幾ばくかでも、行政がそれを支援するとか、それが行政としてあるべき姿で、この辺のところが何か字面だけで終わっているという感じがします。

以上です。

(出石会長) 今、2点ありましたけれども、事務局から何かコメントをいただけますか。

(福井経営企画部長) 経営企画部、福井です。いろいろご指摘ありがとうございました。

ここの基本構想の文章については、大枠で書いてありますので、今の例えば防犯カメラの話であるとかというのは、もう少しほかの場面に移していきたいと思っております。特にここは黄色い網かけになっておりますが、まちづくり基本計画の部分から持ってきているというのがありますので、これについては、今回あまり触りたくはないと。まちづくり基本計画自体の内容を来年、再来年に組み直していきたいというふうに思っていますので、もし必要があるのであれば、そこのときに修正をかけるというようなやり方ができればというふうには、こちらとしては思っております。

(出石会長) 三原委員。

(三原委員) 今のお話で、まちづくり基本計画、2年後におやりになる。この総合計画そのものが今8年目ですか、そうすると住民自治協議会というのは、一番早いところ、沼間が平成27年1月、小坪が平成27年4月に立ち上がって、これが一番早かった。ですから、7年なんです。当然、この基本構想を策定するときに、住民自治協議会という概念が行政にはなかった。だけれども、行政の主導で住民自治協議会が立ち上がったことは事実なんです。

そうすると、今、要綱を条例化しようとして、市長にもいろいろお願いしてやっていますけれども、その要綱の中の文言と、それからまちづくりの文言と、非常に似通っているんです。そうするとまちづくりの中に、住民自治協議会のありようをどこかで整合性を持たせるというか、その辺がないと、何か我々はどうなるという。というのは、住民自治協議会というのは、

地域づくり計画をつくりなさい。地域づくり計画の下に活動をしなさい。それをつくっている。その地域づくり計画とまちづくりと、どういう整合性があるのという部分が見えてこない。見えてこないというか、何かまちづくりの計画を見てみると、それぞれがすごくいいことを言っている部分が出ているんだけど、実際に、住民自治協議会をやってみると、そんなもんじゃないよという部分がある。だからこの辺の整合性をどう取っていただけるかというのは、今後の答えとしての基本、総合計画と一緒にどうこうという、何かで外れるかもしれないけれども、その辺が非常に大事な問題じゃないかというふうに感じています。

(福井経営企画部長) いろいろ計画を整理していく中で、今ご指摘あったようなことを踏まえて、どこの考えをもってこの考え方を取り入れているのかというのは少し整理させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(出石会長) これは時間がかかってしょうがないですね。まちづくり基本計画の呪縛というのでしょうか。まだ議決は生きているのですか。

(福井経営企画部長) 生きています。

(出石会長) そこが問題です。問題というか議決されているので、簡単にはいじれないというのがあるでしょうから、そこはそうなんだけれども、変な話ですけれども、うまく折り合いながら、徐々に直せる段階で直していってもらえないのかなと思います。

ほかいかがでしょうか。第4節。よろしいですか。

それでは、第5節について、「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」、こちらについてご意見等いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

これは先ほどの情報化は最初に審議しましたから抜いて、そのほかの部分でありますか。

ここはよろしいでしょうか。

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長) 意見じゃなくて感想なんですけれども、第5節の「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」というふうな、華々しい言葉に比べて、どうも「市民自治のまち」というところには寂しい記述しかないなという感想を持っています。先ほどの三原委員の住民自治協議会の話というのが、総合計画の後だったからということもあるんですけれども、どうもこの第5節の大きな看板に比べて、「市民自治のまち」と並んでいるのも、「誰もが尊重され、自由で平等なまち」。今度情報化がなくなって、次は、「世界とつながり、平和に貢献するまち」ですから、感想として寂しい感じは否めません。

(出石会長) 何か大事な点のような気がするのですが。そもそも住民自治協議会自体の記述は、総合計画、基本構想ないしは、実施計画に書けないのでしょうか。

(仁科経営企画部次長) 現在、実施計画のほうには記載されています。

(出石会長) 実施計画には入っている。

(仁科経営企画部次長) はい。

(出石会長) 基本構想の位置づけとして、例えば条例化の時期にもよるのでしょうか、条例化されればかなり、お互い議決事件になるので、その辺のお考えというのは何かありますか。さすがに今の段階では書けないですか。

(三原委員) 取りあえず、条例化というのは、市長のお話で、年度内で。

(出石会長) なかなか、議会で否決されるかもしれない。

磯部委員、どうぞ。

(磯部副会長) やっぱり、今、12ページの1番の市民自治のまちというのを読んでみると、どうも個人が何となく参加するというので、住民自治協議会のような、組織立ったものを推進していくというのは、ここを読む限りは感じられません。

(出石会長) そうですね。新しい1、2、3どこからも読めないでしょうね、その市民の団体自治といった、要するに狭域自治というのですね。足元の政府とか、ネイバーフッドガバメントなんて言いますが、狭域の自治は一人ではできません。。そのあたりの記述がないというのは事実だと思うので、指摘として、会長からも指摘しておきたいと思います。取り組みの方向が3つになりましたから、まさに個人の自治ではない部分で、何か考えられないかというのは、問題提起をしておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞお願いします。

(佐藤成人委員) すみません。

もともとの4番、今回3番に移る、世界とつながりというところです。

冒頭出だしの部分、「ICT（情報通信技術）」と書いてあって、そうだなと読んでいたのですけれども、3番がなくなったときに、ICTとわざわざ書く必要があるのでしょうか。細かい話で恐縮なんですけど、今まで、ICT、ICTということで、いろいろ取り組みはICTという、情報でやっていたので、過去もICTともしかして書かれていたというところを考えると、情報化のところは第4章にお引っ越ししちゃうということから考えますと、わざわざICTとここだけ出てくる単語とせず、

「ICT」を優しく「情報通信技術」と載せてしまってもいいのではないだろうか。ほかの項目のICTもほとんど出てこなくなっているのであればというような、細かいところですが。こちらはお任せしますというところを申し上げるものです。

(出石会長) 何かコメントありますか。ICTがここだけで出るのはいかがでしょうかということだと思うのですが。市で考えてもらうという程度でよろしいでしょうか。

では、これは一旦お預けします。

それでは、3章をどうするのか。3章は議論の余地がないのですが。池子の森全面返還について、これは触れないということなんでしょうから、そのままとします。今日は第2章第1節の部分は特に意見が出ましたが、これは市のほうで検討してもらいますが、今回の基本構想全体について、何か通して、この際、ご意見述べておきたいところがありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。大体言い尽くされましたか。

それでは、ここまでで今回の次第の3番、基本構想の改定についての審議は、今日はここまでにしたいと思います。

したがいまして、次回、市のほうで再度今日は幹部の皆さんがそろっていらっしゃるもので、真摯にまたご検討いただいて、次回、冒頭、今日の意見を踏まえた修正点等を説明していただいて、再度議論をします。この部分の答申というのは、ばらばらやるんですか。まとめてですか。

(仁科経営企画部次長) いえ、まとめてです。

(出石会長) では、まとめて答申ということなんですけれども、逆に言うと、基本構想の改定が一旦固まって、もう中期実施計画の検討の中で、やはり基本構想へ戻ることもあるでしょうから、それも視野に入れながらですが、次回の冒頭は再度検討していただいた基本構想の議論と、それから、中期の第1節。この検討に入りたいと思います。

それでは、いいですか。事務局から何かありますでしょうか。

(仁科経営企画部次長) それでは、連絡事項でございます。

今、会長からもお話ありましたが、次回の総合計画審議会は、8月30日火曜日に予定しております。その次の第3回の審議会も9月22日木曜日を現段階では予定しております。後日改めましてメール等で出欠の確認をさせていただきます。また、今回の議事概要及び議事録案を作成しまして、また皆様に確認をさせていただければと思います。

(桐ヶ谷市長) どうも皆さんありがとうございました。

この逗子市の大きな方針を決めていく総合計画でありますけれども、また、多くのその他懇話会等にも議論をいただいて、取りまとめ、また進めると、大変難しいこの審議会の立ち位置もございます。しかしながら、皆さんと一緒にこうして各方面へお話をさせていただいていくことが、まずは市の方向性を間違えない方向に進めていくことにつながっていくと、私も考えております。

お忙しい時間の中、また、貴重なご意見を頂戴しました。これをなるべく皆さんのご意向も踏まえながら、盛り込めるものは盛り込んでいく、そして、議決というまた部分もございますので、多少の制約もそこには出てくる、ご理解をいただきたいところだと思います。

何よりもこういう話し合いができていく中で、まちが勝手に動いていっているということではなくて、皆さんの思いを少しでも形にすべく、これからも取り組んでいきたいと考えているところです。

どうも本日はありがとうございました。

(出石会長) それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了としたいと思います。

皆様どうもありがとうございました。

お疲れさまでした。